

確認テスト

所属 _____

氏名 _____

権利擁護／虐待防止 事例検討編 ②「顕在化」している虐待行為」と「潜在化している虐待行為」

事例（ある職員Aさんの声）

居室訪問をしたら、便失禁をしている利用者Bさんがいました。リハビリパンツを脱ごうとしたのか両手は便まみれになっていて、服や布団、ベッドや床など本人が触ったところがベタベタに汚れていました。

急いで本人についた汚れを拭き取って着替えさせようと思いました。その際に爪で引っかかれたり、髪の毛を引っ張られたり、時折足も出て蹴りもありましたが、それでもやり返すことはせず、Bさんの腕を掴みながら必死でなんとか陰部清拭と着替えを行いました。

ただ、「痛いって！やめて！こらっ、おとなしくしなさい！」と言いながらBさんを押さえつけているところを主任に見られてしまいました。さらにBさんの腕を押さえつけた時にBさんの腕に内出血ができてしまいました。

主任から、ヒヤリハット報告書を書くようにと言われましたが、その時に「ちゃんときちんと声かけしたの？」「本人が嫌がっているのに無理やり着替えさせたの？」「相手は認知症なんだから、少々のことは仕方ないことだからね」「〇〇さんも無理矢理やられて、きっと怖かったんだろうと思うよ。それって、専門職としてどうなの？」と責められました。

ちゃんと声かけしてからやったつもりです。それよりも主任の言うとおりにしていたら、便だらけになるのに、嫌がられたらきれいにしあげること着替えもしてあげずにほっとけということなのかと思ってしまいます。

そのくせ少しでも対応が遅れたら遅れたで「なぜちゃんと見なかった？」と責めるのに。

利用者さんに対する暴力は絶対いけないけれど、私たち職員のこと大事に思ってくれるような職場じゃないとやってられないです。

- 1) 顕在化している虐待行為は何だと思いますか？
- 2) 潜在化している虐待行為は何だと思いますか？
- 3) この事例から、見えない虐待行為について話し合ってみましょう。

- 1) 顕在化している虐待行為は何だと思いますか？
- 2) 潜在化している虐待行為は何だと思いますか？
- 3) この事例から、見えない虐待行為について話し合ってみましょう。

1) 解答（例示）

- ・「痛いって！やめて！こらっ、おとなしくしなさい」のセリフ。
- ・Bさんを押さえつけた行為。

<解説>

・「痛いって！やめて！こらっ、おとなしくしなさい」は、心理的虐待の「威嚇（いかく）的な発言、態度」だと言えます。ちなみに「おとなしくしてください」と言い方を変えても、言葉による拘束（スピーチロック）であることには変わりはありません。

2) 解答（例示）

- ・本人の意向を無視して、急いで着替えさせようとした行為。

<解説>

「急いで着替えさせる」という行為は、身体的虐待の「本人の利益にならない強制による行為」だと考えることができます。なぜなら「急いで着替えさせる」のは、施設側の都合であり、Bさんにとっては「急いで着替える」必要性はないからです。しかもBさんの意向を確認することはありませんでした。利用者本位の理念や自己決定の原則から大きくはずれています。

3) 解答

自分で考えたこと、みんなで話し合っただけの事実を整理します。「正解は〇〇だ」ということを決めていくものではありません。新しい視点が生まれたら、それが正解です。

<総合解説>

①「明らかな虐待行為」と「グレーゾーンな行為」の研修の時よりも、虐待に関する感性や認識が高まってきたのではないのでしょうか。

利用者からの介護拒否があった場合は、その介護行為が不適切なケアになっていないかどうかと気がつくチャンスです。決してそのまま介護行為をし続けるのではなく、ケアの提供方法を考えていくことが求められます。